

●香川県告示第357号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定する。

平成29年12月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

指定番号	所 在 地	埋立地の区分
香産-66	三豊市高瀬町羽方字藤前2072番の一部、2073番、2074番、2075番1、2075番2、2076番1の一部、2077番1の一部、2077番2の一部、2079番、2080番、2713番1の一部、2713番2の一部、2713番3の一部及び2714番1の一部並びに三豊市高瀬町佐股字八田甲1941番6の一部、甲1963番7、乙498番の一部、乙529番9の一部及び乙529番10の一部	政令第13条の2 第1号

備考

- 1 所在地は、廃止確認日において有効な地番とする。
- 2 埋立地の区分の欄中「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- 3 指定区域ごとの帳簿及び図面は、香川県環境森林部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。